記入要領

様式３・４・５・６記入要領

様式３

１　事業内容については、事業実施の背景、具体的な工事内容等を簡潔に記入すること。

２　新設・建替等の別については、以下のとおり。

・「新　　設」：建物のない土地に、新たに病院を建設すること（既存病院をもっていない場合のみ）

・「現地建替」：既存病院の全部を除却し、同じ敷地に新たに病院を建設すること

・「移転建替」：既存病院とは別の敷地で新たに病院を建設すること

・「増 改 築」：既存病院の建て増し又は既存病院のある敷地に建物（病棟など）を建築すること、又は既存病院の一部を除却し、同様の用途・構造・規模のものに建て替えること

３　許可病床数については、毎年７月１日現在の許可病床数を記入すること。

４　最大使用病床数については、直近の病床機能報告制度で報告した最大使用病床数（許可病床数のうち１年間（４月1日～３月31日）に最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数）を記入すること（精神、結核、感染症については、これに準じて記入すること。）。

５　施設全体の最大使用病床数については、直近の病床機能報告制度で報告した施設全体の最大使用病床数（許可病床数のうち１年間（４月１日～３月31日）に施設全体で最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数）を記入すること。

６　病床機能については、医療法による病床機能報告制度に基づく一般病床及び療養病床における病床機能別の病床数を記入すること。また、新病院における病床機能は、未定の場合であっても、その見込みをできる限り記入すること。

７　病床利用率については、以下の算式に基づき算出すること。

年延入院患者数

病床利用率（％）

×１００

＝

許可病床数 × 入院診療日数

　　※　総務省がホームページで公表している「病院事業決算状況・病院経営分析比較表」を参照のこと。

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/c-zaisei/hospital/kessan-bunseki/  
index.html

８　事業費については、事業費が確定していない場合であっても、概算で構わないので記入すること。また、総事業費の「うち用地費等」欄には、新病院建設に係る用地取得費、既存施設の解体撤去費等に要する費用を計上すること。

９ 「３．新設・建替等の別」で増改築を選択した事業について、当該事業により住所、病床数又は診療科目に変更がない場合には、「６．新病院の概要」における当該項目については記入不要であること。また、開院予定年月日についても、記入不要であること。

10 「８．その他」には、新設・建替等について、特記事項があれば記入すること。

様式４

１　「都道府県の意見」については、指定都市立の病院であっても、都道府県医療政策担当課の意見を記入すること。

　　また、都道府県立病院の場合であっても、病院事業部局とは別に、都道府県の医療政策担当課の意見を記入すること。

２　「都道府県の意見」について、市町村（指定都市を除く。）の設置する病院が実施する事業については、各都道府県市町村担当課と医療政策担当課で協議の上、記入すること。

３ 「８ 総括」の欄は、それぞれ１～７までの意見を踏まえ、当該事業に対する都道府県　の意見を明確に記載すること。

様式５・様式６

１　様式６の収支計画については、複数の病院を有する事業にあっては、病院別の収支計画だけでなく、有する全ての病院を合計した収支計画を作成すること。

２　様式６の収支計画については、10年後までの収支を適切に見込むこと。なお、起債申請における収支計画において、ある年度から数字を横置きして提出してくる団体が見受けられるが、そのようなことがないよう適切に見込むこと。

また、事業費が確定していない場合であっても、概算の事業費を用いて作成すること。

　３　様式５の収入見通しに用いた患者数推計については、N－１年度の患者数は実績値を記入すること。また、N 年度以降の患者数は、各団体において行っている患者数の推計値を記入すること。なお、その場合には「患者数推計の考え方」欄にその推計方法を記入すること。

４　基準病床数及び既存病床数については、毎年７月１日現在のそれぞれの病床数を記入すること。

５　人口推計（構想区域）のうち N－１年の人口は、N－１年３月 31 日現在の住民基本台帳人口を記入すること。また、N 年以降の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（都道府県・市区町村）、年齢（５歳）階級別の推計結果」の数値を記入すること。

（参照：https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp）

６　患者数推計（構想区域）については、各都道府県において構想区域ごとの患者数の推計を行っている場合に、その推計値を記入すること。

なお、医療需要推計等が明らかになっている場合には、地域医療構想または医療需要推計等を添付することとし、本患者数推計の記入は不要であること。